

協会組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人劇場演出空間技術協会（以下「本会」という。）における協会組織に関する基本的な事項を定めたものである。

(総会)

第2条 社員総会は、本会の最高決議機関とする。

(理事会)

第3条 理事会は、協会運営に関する重要事項を審議し、業務の執行を決議する。

(委員会)

第4条 定款第58条の定めにより本会は、事業の円滑な遂行を図るために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により 委員会毎に別に定める委員会規程による。

(部会)

第5条 定款59条の定めにより、本会は必要あるときは、理事会の下に部会をおくことができる。

2 部会は、各分野における情報収集と研究及び情報提供活動等の事業を実施する。

3 部会の委員は、部会推薦委員を理事会が審議し、承認する。

4 非会員の部会の委員は、正会員より推薦された学識経験者などの個人のうちから、理事会が選任する。

5 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により部会毎に別に定める部会規程による。

6 下部機構として、おのおの所属の研究会を設けることができる。

(事務局)

第6条 定款第60条に基づき、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める事務局規程による。

(一般法第90条4項3号による)

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成28年8月26日から施行する。